

令和7年度山形県森林サービス産業創出事業費補助金に係るQ & A

R7.5.26 改訂

【共通】

Q1 森林サービス産業とは何ですか。

A1 山村の活性化に向けた「関係人口」の創出・拡大のため、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業です。(平成30年度林野庁提唱)

〔具体例〕

(健康分野)

森林浴、森林セラピー、ヨガ、クアオルト健康ウォーキング等

(観光分野)

トレイルランニング、マウンテンバイク、森フェス等

(教育分野)

森林環境教育、森のようちえん等

(その他)

森林空間でのテレワーク・ワーケーション等

<参考>

○森林サービス産業推進地域のご紹介 (林野庁 HP)

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/kassei/sangyou/area.html>

○「地域の森からラブコール！」((公社) 国土緑化推進機構 サイト)

<https://forest-style.jp/bizmatch/cases/>

【補助事業者】

Q2 複数の法人又は団体に連携して事業を実施する場合も申請可能ですか。

A2 既存の関連する事業を進める団体、観光地域づくり法人(DMO)・観光協会、第3セクター、林業関係団体等との間で連携して取り組むことが考えられます。その場合は、その中の事業者の代表(幹事事業者)として、又はこれらの事業者で構成される団体として申請してください。

Q3 地域集落のような、法人格を持たない任意団体でも申請可能ですか。

A3 申請可能です。ただし、意思決定の体制や会計経理が明確化されていることや、団体の規約、構成員名簿の提出が必要となるためご注意ください。

【各事業共通】

Q4 交付決定前に支出した分は補助対象経費に含まれますか。

A4 含まれません。

補助事業者が県に交付申請書を提出後、県は補助事業者宛てに交付決定を行います。交付決定以前に支出した項目はすべて交付対象外経費として扱われるため、事業開始前に余裕をもって交付申請を行ってください。

Q5 事業はいつまでに完了する必要がありますか。

A5 実績報告書の最終締切が令和8年3月22日です。事業の完了とは、物品の納品やツアーの実施等はもちろんですが、支出金額が確定していることが必須です。請求書や領収書等の添付書類を整え、実績報告書を作成して提出する必要があります。この報告に間に合うように事業を完了してください。

Q6 体験等コンテンツ整備事業と体験型ツアー等実施事業の両方に申請することはできますか。

A6 予算の範囲内であれば申請可能です。

〔具体例〕

- ・6月に森ヨガのマットの購入や研修（体験等コンテンツ整備事業）を行う。
- ・10月に森ヨガを含めたツアー（体験型ツアー等実施事業）を行う。
- ・森林ウォークを含めたツアー（体験型ツアー等実施事業）を実施し、翌年度に向けてトレイルランニングの道路整備（体験等コンテンツ整備事業）を行う。

Q7 既存のプログラムやツアー、過去に山形県森林サービス産業創出事業費補助金の交付を受けた事業で申請することは可能ですか。

A7 原則、対象外です。ただし、受入人数の拡大や内容の充実等、事業を拡大・改善させる内容の場合は対象とします。

【体験等コンテンツ等整備事業】

Q8 体験等コンテンツ整備事業はどういったものが対象ですか。

A8 A1で例示しているような森林サービス産業を実施するために必要な物品等の購入、研修会の実施等の環境整備を行うための経費を助成するものです。

〔具体例〕

- ・森林ヨガの貸出用ヨガマットの購入
- ・トレイルランニングコースの道路整備（障害物撤去等軽微なもの）
- ・コンサルタント、アドバイザー等への謝金や旅費
- ・森のようちえんのおもちゃや絵本の購入
- ・森林環境教育用のパンフレットの印刷 等

Q9 体験等コンテンツ整備事業で、「整備したプログラム等を実施する意思があること」とありますが、プログラムの要件やいつまでに実施しなければならないなどありますか。

A9 体験等コンテンツ整備事業実施後には、体験型ツアー等実施事業の対象事業と同様のツアー・イベント等を、補助金を受けた翌年度までに実施してください。

【体験型ツアー等実施事業】

Q10 体験型ツアー等実施事業はどういったものが対象ですか。

A10 A1で例示しているような県内の森林空間を活用した体験を主としたツアーやイベントを実施に係る経費を助成するものです。次年度以降、助成がなくてもできるように工夫してください。

また、実施については旅行会社等と共同で行う等も含みます。

〔事業の具体例〕

- ・森ヨガ教室を開講し、春～秋まで月2回開講する
- ・森林セラピーを旅行会社のツアーに組み込んでもらう
- ・マウンテンバイクツアーを温泉街の宿泊者向けに、常設プログラムとして随時受け付ける 等

〔支出の具体例〕

- ・森林トレッキングのガイドへの謝金
- ・森林セラピーを主としたツアーの実施のチラシ印刷
- ・森林フェスの実施の機材・会場使用料 等

Q11 県内の森林空間を活用した体験を「主とした」とはどの程度をいいますか。

A11 明確な基準はありませんが、
例えば、ツアーやイベント名が森林空間を活用したものとわかるもの、複数の森林空間を活用している又はツアーやイベントにおける森林空間の滞在時間が長い等を想定しています。
明らかに森林空間の活用が少ない場合は対象外とします。

Q12 自己収入を伴わない事業や、社内関係者とその家族を対象とする社内イベントのような事業等は対象となりますか。

A12 当事業は森林サービス産業の創出を目的としているため、自己収入を伴わない事業は原則対象外です。
補助事業者の関係者のみを対象とした事業も原則対象外となりますが、社外や外部の方に参加してもらうことで補助対象となる場合がございますので、詳細についてはご相談ください。

Q13 旅行業法に抵触しないものとはどのようなものが該当しますか。

A13 旅行業法では、報酬を得て、運送・宿泊等の運送サービス等を提供する場合は観光庁長官又は都道府県知事の登録を得る必要があると規定されております。
そのため、バスツアーや宿泊を伴う事業を実施する際は、この登録を得ている必要があります。
なお、自治体が民間や NPO 法人などが行うツアーの講演や補助を実施しているなど、自治体を実質的に旅行の企画・運営に関与している場合は、登録なく運送サービス等を提供可能です。

【補助対象経費】

Q14 事業の打合せやツアー等 PR 関係のための出張で高速道路の使用料は対象ですか。

A14 対象となります。

Q15 消耗品費と物品購入費の違いは何ですか。

A15 消耗品は、事業を行うために必要な事務用品等（筆記用具、コピー用紙、ガソリン、書籍等）になります。
物品購入費は、事業を行うために必要な道具（貸出用ヘルメット）、草刈に要する経費で5万円未満のものとなります。

Q16 プリンターは購入可能ですか。

A16 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（プリンター、パソコン、タブレット端末、スマートフォン、記録系媒体、デジタル複合機、通常使用の家具等）は対象外となります。

Q17 物品購入費や備品購入費で中古の商品は購入可能ですか。

A17 中古の物品等（リユース品）は品質が担保されないため、対象外となります。

Q18 事業の際に脱水症状防止のため、水やスポーツドリンクを購入するのは対象経費に含まれますか。

A18 水やスポーツドリンクの飲食にかかる経費は対象外です。購入する必要がある場合は、補助対象外経費として支出してください。

Q19 備品を購入した場合の取扱いはどうなりますか。

A19 備品を購入した場合は、一定の期間は処分（廃棄等）が制限されます。期間内、適切に使用・保管してください。
5万円以上の備品を取得した場合は、様式第9号の財産管理台帳にて整理する必要があります。
また、50万円以上の備品を取得後、耐用年数未満で処分しようとする場合は、事前に様式第10号で知事に申請し承認を受ける必要があります。

Q20 銀行等の振込手数料は対象となりますか。

A20 対象となる経費は、購入等に係る経費であるため、支出にかかる経費については、対象外となります。

Q21 支出した経費の見積書、請求書、領収書などの関係書類を提出する必要がありますか。

A21 事業完了後の実績報告書提出の際に併せて提出する必要があります。また、事業実施の翌年度から5年間は関係書類を保存する必要があります。

【補助額】

Q22 具体的な補助金額の算定方法は。(体験等コンテンツ整備事業と体験型ツアー等実施事業ごとに同様)

A22 例えば、総事業費 60 万円、補助対象経費の合計額 50 万円、自己収入額(参加費等) 30 万円の場合の補助金額について

①補助対象経費の合計額の 1/2 に相当する額

$$50\text{万円} \times 1/2 = 25\text{万円}$$

②補助上限額(体験型ツアー等実施事業の場合) 30 万円

③総事業額から自己収入額を控除した額

$$60\text{万円} - 30\text{万円} = 30\text{万円}$$

補助金額は、①～③でいずれか最も低い額のため、25 万円となります(千円未満の端数がある場合はこれを切り捨て)。

<上記の例>

収支予算書

《収 入》

(単位:円)

区 分	予算額	積 算 根 拠
県補助金	250,000	
自己収入額	300,000	参加者負担金(積算略)
自己資金	50,000	
計(総収入額)	600,000	

《支 出》

(単位:円)

区 分	予 算 額			積 算 根 拠
		補助対象 経費	補助対象外 経費	
謝金・旅費	50,000	50,000	0	} (略)
需用費	50,000	50,000	0	
役務費	100,000	100,000	0	
使用料・賃借料	50,000	50,000	0	
備品費	150,000	150,000	0	
その他の経費	100,000	0	100,000	参加者昼食代(積算略)
計(総事業費)	600,000	500,000	100,000	

※ 消費税額及び地方消費税を除いた額を記載する

Q23 事業費は、消費税を含めた金額でしょうか。

A23 消費税を含まない金額となります。収支予算書にも、消費税額を除いた額を記入してください。

【計画変更】

Q24 交付決定後に、事業計画書の事業内容がどの程度変更した場合、変更交付申請を行う必要がありますか。

A24 活用予定である森林空間にかかる変更、追加、事業の一部中止・追加や、補助金の増加又は 3 割を超える減少等があった場合には変更交付申請が必要です。

〔具体例〕

- ・ 金山町の森林でマウンテンバイクツアーを実施する予定だったが、真室川町の森林に場所を変更したい。（森林空間の変更）
- ・ 冬山遊び用のかんじきの購入とパンフレット作成予定だったが、パンフレットは作成しないことにした。（事業の一部中止）
- ・ 当初の補助対象経費は 20 万円だったが、一部資材費を削除し 12 万円となったため、補助額が 6 万円に減少した。（3 割を超える補助額の減）

Q25 ツアーやイベントが天候等により中止になった場合はどうすればいいですか。

A25 補助金は実施を目的としているので、やむを得ない場合を除き、中止になった場合は、補助金は交付されません。

そのため、森林サービス産業については、野外の場合も多いので、天候の対応が必要になります。ツアーやイベントに関しては、例えば、一部を屋内でできるものにする、代替日を設定する等、企画してください。

最小催行人数に達しない場合も同様で、企画変更、募集期間延長、代替日の設定等、催行するための手段を講じてください。

やむを得ない場合とは、天災等による他、上記による対応をした結果においても中止をせざるを得ない場合とします。

【その他】

Q27 他の補助金や交付金等の補助を受けている事業でも申請することはできますか。

A27 該当の補助金や交付金が、他の補助金や交付金との重複交付が可能となっている場合は申請できます。

Q28 補助金以外の支援はありますか。

A28 採択された事業について、補助金のほか県ホームページでの事業の周知、関係市町村への情報提供を予定しています。

※ 不明な点については、お問い合わせください。